

東京法務局管内遺言書保管所管轄一覧

遺言書保管所の管轄について

遺言書の保管申請は、

①遺言者の住所地②遺言者の本籍地③遺言者が所有する不動産の所在地

のいずれかを管轄する遺言書保管所にすることができます。

ただし、すでに他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その遺言書保管所に申請してください。

管轄について不明なことがありましたら、以下の遺言書保管所へご確認ください。

遺言書保管所	管轄区域
本局 電話:03-5213-1441(直通) ▶案内図	千代田区, 中央区, 港区, 新宿区, 文京区, 台東区, 墨田区, 江東区, 品川区, 目黒区, 大田区, 世田谷区, 渋谷区, 杉並区, 足立区, 葛飾区, 江戸川区, 大島町, 利島村, 新島村, 神津島村, 三宅村, 御蔵島村, 小笠原村, 八丈町, 青ヶ島村, 八丈支庁の管轄区域(八丈町及び青ヶ島村を除く) ※(管轄区域の表示は、利用者に分かりやすい記載としています。)
板橋出張所 電話:03-3964-5385(代表) ▶案内図	中野区, 豊島区, 北区, 荒川区, 板橋区, 練馬区
八王子支局 電話:042-670-6240(代表) ▶案内図	八王子市, 立川市, 昭島市, 町田市, 日野市, 国分寺市, 国立市, 東大和市, 武蔵村山市
府中支局 電話:042-335-4753(代表) ▶案内図	武蔵野市, 三鷹市, 府中市, 調布市, 小金井市, 小平市, 東村山市, 狛江市, 清瀬市, 東久留米市, 多摩市, 稲城市, 西東京市
西多摩支局 電話:042-551-0360(代表) ▶案内図	青梅市, 福生市, 羽村市, あきる野市, 西多摩郡